

居宅介護支援 重要事項説明書

1, 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

要介護状態にある高齢者に対して、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

居宅において必要な保健医療又は福祉サービスを適切に利用できるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう事業者等と連絡調整を行います。

2, サービス事業所の概要

事業所名	介護老人保健施設かけはし
所在地・連絡先	〒997-0361 鶴岡市民田字代家田100-1 TEL 0235-25-1040 FAX 0235-25-0810
指定事業所番号	0650780018
サービス提供地域	鶴岡市（事業所から片道10km以内の地域）

3, 職員の職種、員数及び職務内容

区分	常勤	非常勤	職務内容	計(人)
管理者	1		介護支援専門員と兼務	1
介護支援専門員	2			2
事務職員	1			1

4, 営業日及び営業時間

平日	午前9時から午後5時30分
休日	土曜日・日曜日 法人指定の休日および12月30日～1月3日
連絡先	0235-25-1040 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

5, 居宅介護支援の内容・提供方法

(1) 内容

- ①課題分析（アセスメント）
- ②居宅サービス計画（ケアプラン）の作成及び見直し
- ③サービスの仲介及び実施
- ④サービス状況把握及び評価
- ⑤要介護者及びその家族に対する情報提供

(2) 公正中立の確保

事業者は、利用者から委託された業務を行うに当たっては、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏すること及び利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等をするものがないよう、公正中立に行います。

居宅サービス計画書の作成にあたり、利用者は介護支援専門員に対し、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めること、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等について、その事業者等を位置づけた理由説明を求めることができます。

また、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の利用状況については別紙1の通りとなります。

(3) 医療と介護の連携

利用者が病院又は診療所に入院する場合、利用者又は家族は利用者を担当する介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるものとします。

6, 利用料

(1) サービス利用料

要介護認定を受けた方は介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により、法定代理制度が出来なくなった場合は、1ヶ月当たり要介護度に応じた金額をお支払いいただきます。当事業所からサービス提供証明書を発行致しますので、サービス提供証明書を後日市役所の窓口へ提出していただき、全額払い戻しを受けられます。利用料金については別紙2の通りとなります。

(2) 交通費

事業所の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、事業所より通常の経路で片道10kmを超える場合には1kmにつき20円を加算させていただきます。

7, サービスの内容に関する相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情については事業所の相談窓口までご連絡ください。

また、鶴岡市や国民健康保険団体連合等にも相談窓口があります。

(1) サービス事業所

電 話 番 号	0 2 3 5 - 2 5 - 1 0 4 0
受 付 時 間	9時～17時30分

(2) その他

鶴岡市健康福祉課長寿介護課	0 2 3 5 - 2 5 - 2 1 1 1
山形県国民健康保険団体連合会	0 2 3 7 - 8 7 - 8 0 0 3

8, 秘密の保持

- (1) 事業者及びその職員はその業務上知りえた利用者及びその家族の秘密を、正当な理由がない限り契約中及び契約終了後においても第三者には漏らしません。
- (2) 従業者であったものに、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との個人情報保護に関する誓約書の内容に含みます。
- (3) 事業者は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

9, 事故発生時の対応

- (1) 居宅介護支援サービスの実施にあたり、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また賠償すべき事故が発生した場合には、その損害を賠償します。但し、その賠償について事業所の責任を問えない場合についてはこの限りではありません。
- (2) 事業者は利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合は直ちにその原因、対応等の概況を記載した文書を利用者またはその家族に交付し、併せて状況を十分に説明します。

10, 虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

11, 支援事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 山形虹の会	
代表者役職・氏名	理事長 橘 健司	
所在地	〒997-0361 山形県鶴岡市民田字代家田100-1	
	電話番号	0235-25-1131